

オダックス・ジャパン会則

2007年10月13日更新版

更新履歴

2007年10月13日	2007年定例理事会における会則変更決議の反映 該当箇所:第1章第2条、第9章第37条
2006年11月18日	2006年総会における会則変更決議の反映 該当箇所:第2章第4条、第4章第10条、第5章～第11章 *2006年総会における決議事項は「ACP Representative(日本代表)すなわちオダックス・ジャパン会長と主催団体とのパートナーシップ契約」に反映され、会則の代わりとされたが、主催者向けであるため、パートナーシップ契約の会員に関する個所を改めて2007年に会則として反映させたものである。
2005年11月17日	2005年総会における会則変更決議の反映 該当箇所:第1章第1条、第3章第5条、第6章
2004年11月10日	会の名称変更に対する会則補足事項
2004年10月30日	会則発行
2004年10月30日	細則発行

第1章総則

第1条(名称)

本会は、オダックス・ジャパン(Audax Japan)と称する。以下、本会与略す。

第2条(本部)

本会の本部を神奈川県川崎市多摩区菅稲田堤1-13-6-306に置く。

第2章目的および事業

第3条(目的)

本会の目的は、日本国内において、自転車におけるランドネ(長距離走)を、レースとは異なる「BRM(以下ブルベと言う)」のもとに体系付けられたサイクリングイベントとして企画・実施し、その普及および定着を図るとともに、ブルベに興味をもつランドヌール相互の交流を通じ、日本における自転車文化の地位向上と発展を促進することにある。また、国際組織ランドヌール・モンディオ(Randonneurs Mondiaux、以下RMと略す)のもとに、パリーブレストーパリ・ランドヌール(以下PBPと略す)を始め諸外国のイベントへの参加を促進し、海外のランドヌールとの交流を通じて国際的な自転車文化の発展に貢献することも目的とする。

第4条(事業)

本会は、前条の目的達成のために以下の諸事業を行う。

- (1) オダックス・クラブ・パリジャン(Audax Club Parisian、以下ACPと略す)主導のもとで、ACPの公認を受けた日程とコースで走るブルベ・ド・ランドヌール・モンディオ(Brevet de Randonneurs Mondiaux、BRM)
- (2) 練習走行会
- (3) 国際組織ランドヌール・モンディオ(以下RMと略す)への国際的協力
- (4) 会の活動のために必要な基金の徴収
- (5) その他目的達成に必要な事業

第3章会員

第5条(会員)

本会は、本会の目的に賛同する満20歳以上の個人で、第10条の会費を納めた会員により構成される。

第6条(入会)

本会に入会しようとする者は、所定の入会申込み書に必要事項を記入し、本会に会費を添えて申し込まなければならない。

第7条(会員資格の喪失)

以下の各号の一に該当するに至った者は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき、または会員である団体が消滅したとき

第8条(退会)

会員は退会届を理事会に提出することで任意に退会することが出来る。

第9条(抛出金品の不返還)

既納の会費、各事業の参加費およびその他の抛出金品は返還しない。

第4章会費

第10条(会費)

会員は会費を納入しなければならない。会費は翌年度会員募集期間を除き、納入時期に関わらずその年の1月1日から12月31日までの期間分とする。

会費年額3,300円

第5章理事会

第11条(最高意思決定機関)

オダックス・ジャパンの最高意思決定機関は理事会とする。

通常の事案は委任状を含め多数決をもって決するが、理事会は会長任期途中であっても、選挙権の有無にかかわらず無き理事の3分の2の賛成をもって会長を解任することが出来る。

会長解任の場合、あるいは事故ある場合、できるだけ速やかに後任会長を選ぶものとするが、それまでの間は副会長が代行する。

第12条(構成)

理事会はAJ会員の主催者、会長、副会長から構成される。

第13条(開催)

1. 通常はMLにより連絡、調整を行い、定例理事会は年1回、11月ころ開催とし、その他必要に応じて臨時理事会を開催できる。

2. 臨時理事会は会長の要請によって、または理事複数の連名をもって開催を要求できるが、その際は審議する事項を付さなければならない。

会長は開催要求が理事の過半数の連名である場合、あるいは要求が適正であると判断した場合、できるだけ速やかに開催しなければならない。

3. 理事会に参加した理事、監査役(幹事を含む)には交通費の実費を支給する。

第14条(招集)

理事会は会長が召集する。

第15条(議長)

理事会は会長が召集し、会長が議長を務める。

ただし会長不信任案については、副会長が議長を務める。

第16条(議題の通知)

会長は開催日より2週間以前に議題を付し、理事会の日時、場所、目的を記載した書面をもって理事会メンバーに通知しなければならない。

第17条(審議事項)

理事会は次の事項を審議する。

- (1) 重要な規定の制定と改廃
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 事業計画および収支予算
- (4) 理事の承認 XXX
- (5) その他、会長が必要と認めて付議した事項

第18条(議事録)

1. 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 出席者数(議決委任者がある場合については、その数を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3. 議事録は理事会終了後3ヶ月以内に会員に通知されねばならない。

第6章役員

第19条(種別および定数)

本会に次の役員を置く。会長1名、副会長2名以内、理事(主催団体の代表)、監査役1名、若干名の幹事(事務担当)。

第20条(会長)

ACP Representative

1) ACP は実在する個人である ACP Representative に対し、指定した地域内で開催される Brevet de Randonneurs Mondiaux の管理監督を委任している。これは世界的ルールである。

しかし、この世界的ルールにもかかわらず、日本におけるACP Representativeにはオダックス・ジャパンの理事会によって選出されるオダックス・ジャパン会長が自動的に就任し、日本国内で開催されるBRMの管理監督を行なう。

この方式はACPに確認了承済みである。

よってオダックス・ジャパン会長は ACP Representative 就任に際し、いかなる理由であれ会長を退任する際には ACP Representative も自動的にかつ同時に退任し、併せて後任者の選任は理事会の決定にゆだねる旨の念書を理事会宛に差し出すものとする。

2) 会長は、日本国において ACP に直接連絡できる唯一の窓口である。

3) 会長は、営利目的のために BRM を奨励し、主催してはならず、他の営利団体と協力、提携をしてはならない。また、主催団体をはじめ関係者にこれらのことを許してはならない。

4) 会長は、日本国において BRM が正しく運営、実施されていることを ACP に保証する責任を負う。

オダックス・ジャパン会長

会長は日常業務を執行するとともに、オダックス・ジャパンの業務すべてを指揮し統括する。

1) 会長は、日本国内で1年に最低2回BRMが開催され、またPBP開催年には全BRMシリーズ(200、300、400、600km)が開催されるように主催団体を支援する。

2) 会長は、最新のBRMルール、ブルベカードなど、BRMの円滑な運営のために必要な文書資料類を主催団体に提供する。

3) 会長は、コンピュータによる申し込みシステムを提供する責任を持つ。

ただし、そのシステムを利用するかどうかは主催団体の自由である。

4) 会長は、自転車総合保険(AJ保険)の加入事務を行う。

5) 会長は、ACPに申請し認定した全BRMをカバーする主催者保険に加入する。

第21条(会長の任期)

会長の任期は原則として4年とし、選出はPBP終了毎に行う。

第22条(会長の選出)

- 1) 会長は、理事会メンバー中の選挙権者の選挙により、過半数をもって選任される。
選挙権者は、06年オダックス・ジャパン総会において承認決定されたとおり、理事会メンバーのうち、会長選出の年を含め、直近2年間に於いてBRMを各年2回以上開催した者と会長・副会長とする。
ただし、解任された会長は選挙権を持たない。
- 2) 選挙管理者
新会長の選挙管理は現会長が行なうが、解任された場合は副会長が行なう。
- 3) 会長は、主催団体の代表あるいは副代表を兼務できない。
- 4) 会長に立候補する者は、AJ会員でBRM主催経験があること(責任者でなくても良い)。
候補者は主催団体の代表あるいは副代表である必要はなく、自薦、他薦により立候補できる。
事前に候補者は公表され辞退ができる。
- 5) 主催団体の代表あるいは副代表が会長に選任された場合、主催団体の代表あるいは副代表を辞任しなければならない。

第23条(副会長)

理事会が副会長を選出する。副会長の任期は原則として4年とする。

副会長は、会長がその使命を完遂できるよう協力する。

会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

第24条(主催者)

1. 主催者は各主催グループ代表とする。

第25条(幹事の選出と幹事会ならびにその任務)

1. 幹事は会員の中から会長が選任・委嘱し、理事会が承認する。
2. 幹事は、本会事務を執行する。作業の分担は幹事会内で協議して定める。
3. 幹事会は会長が召集し、その議長は会長が務める。

第26条(会計監査の選出)

会計監査は理事会にて会員の中から選出され、会長が委嘱する。

第27条(会計監査の任務)

会計監査は本会の会計を監督し、決算を監査する。

第28条(幹事および会計監査の任期)

1. 幹事および会計監査の任期は原則として4年とする。再任は妨げないが原則として3期連続までとする。
2. 期の途中からの幹事および会計監査の任期は、その期の最後までとする。

第29条(顧問)

会長は顧問を委嘱することができる。顧問は本会の運営に関して会長の諮問に応じ必要な助言を行う。

第7章会則の改正

第30条(会則改正の発議)

本会の会則を改正するために理事の2分の1以上の人数によって改正案を理事会に提案することができる。

第31条(会則改正の成立)

改正案はあらかじめ全理事に通知され、会則の改正は理事会出席の過半数の賛成によって成立する。

第8章会計年度

第32条(会計年度)

本会の会計年度は暦年通り毎年10月16日に始まり、10月15日に終わる。

第9章主催グループ

第33条(主催グループ)

本会に、主催グループをおく。BRMおよび練習走行会の運営は主催グループが行う。主催グループは会員により構成される。

- 1) 主催団体は、会長とパートナーシップ契約締結の上で、BRMを主催することができる。
- 2) 主催団体は、営利目的のために BRM を奨励し主催してはならず、BRM を奨励し主催するために他の営利団体と協力、提携をしてはならない。

第34条(主催資格者)

本会の走行会の主催は別途定める細則の遵守を条件に、クラブや団体、連盟への所属の有無に関わらず、運営できる。

附則:本条目は2008年から有効となる。2007年度までは以下の規則が適用される。

- 1) 主催団体は、400km 以上の BRM を完走した経験を持つ代表 1 名、同じく副代表 1 名以上を置かなければならない。

現時点で条件を満たしていない場合は、できるだけ速やかに満たさなければならず、一定期限までに満たせないときは主催団体の承認を取り消されることがある。

取り消された場合でも、その後条件を満たせば承認を受けることができる。

- 2) 主催団体の代表・副代表は連帯して責任を持つものとし、代表に事故あるときは副代表が直ちに代表に就任し、次の副代表をできるだけ速やかに選任しなければならない。
- 3) 新たに BRM 実施の主催団体となりたい者は、06 年総会決議、本契約その他必要事項を承知の上で、会長に申請することができる。承認された場合、自動的に本契約を締結したものとみなす。
- 4) 新規参入開始までのスケジュールは、別途理事会で定め公開する。

第35条(規模)

主催グループの規模や地域は問わない。

第10章走行会

第36条(BRM)

BRMは、RMの定める世界共通基準のBRMルールに従って運営される。ただし本会は日本国内の社会事情を考慮した細則を設けることができ、この細則も遵守して運営されなければならない。細則は理事会によってとりまとめられ、施行される。

第37条(練習走行会)

練習走行会は、主催グループが独自に定めたルールに基づいて運営される。

第 38 条(法令遵守)

参加者は BRM ルールのうち、特に安全に関する規定に注意を払い、道路交通法その他の法令を遵守しなければならない。

主催団体は、指導に従わない参加者の認定をしないことができ、以後の BRM 参加を断ることもできる。

第 39 条(責任)

ACP、オダックス・ジャパン会長(ACP Representative)ならびにオダックス・ジャパンは、BRM開催に関するあらゆる事故等について、一切責任を負わない。

第11章雑則

第40条(機密保持)

理事は、その職務上知り得た情報を正当な理由無くして、漏洩し、または盗用してはならない。ただし、特定の会員に係る事項で当該会員の同意が得られた場合はこの限りではない。

第41条(暫定処置)

1. 事業年度開始時に事業計画および収支予算が成立しなかった場合、それらが成立するまでの間、会長は理事会の承認を経て、前年度の事業計画および予算収支に準じた事業計画および予算収支に基づき、会務を執行することができるものとする。
2. 上記の暫定処置は、新たに成立した事業計画による事業および予算の収入支出とする。

附則

本会則は2004年11月1日をもって施行される。

【細則】

1. 幹事の職務分担:幹事は事務局作業を分担し、会の運営にあたる。
2. 理事会は必要に応じてオブザーバーをおくことができる。
3. BRMへの参加条件
クラブや団体、連盟への所属に関わらず、以下の条件を満たせばBRMへ参加可能である。
本会が仲介する自転車総合保険、もしくはスポット保険への加入を了承する。